

富加町地域防災計画

令和5年3月

富加町防災会議

目 次

一般災害対策計画編

第1章 総則

第1節	計画の目的・性質	1
第2節	活動体制	4
第3節	各機関の実施責任者と処理すべき事務又は業務の大綱	14
第4節	町地域の地勢と災害の概要	26

第2章 災害予防

第1節	総則	27
第2節	防災思想・防災知識の普及	31
第3節	防災訓練	34
第4節	自主防災組織の育成と強化	36
第5節	ボランティア活動の環境整備	38
第6節	広域的な応援体制の整備	40
第7節	緊急輸送網の整備	41
第8節	防災通信設備等の整備	43
第9節	火災予防対策	46
第10節	水害予防対策	48
第11節	国民保護計画	50
第12節	観光施設等予防対策	50
第13節	孤立地域防止対策	51
第14節	避難対策	52
第15節	必需物資の確保対策	59
第16節	要配慮者・避難行動要支援者対策	62
第17節	応急住宅対策	67
第18節	医療救護体制の整備	68
第19節	防疫対策	70
第20節	砂防対策	71
第21節	建築物災害予防対策	73
第22節	ライフライン施設対策	75
第23節	文教対策	77
第24節	行政機関の業務継続体制の整備	80
第25節	企業防災の促進	81
第26節	防災対策に関する調査研究	83
第27節	道路災害対策	84
第28節	危険物等保安対策	86
第29節	大規模な火事災害対策	88
第30節	原子力災害対策	90
第31節	農地防災対策	100
第32節	大規模停電対策	101

第3章 災害応急対策

第1節	職員動員計画	102
第2節	災害対策要員の確保	104
第3節	ボランティア活動	108
第4節	自衛隊災害派遣要請	110

第5節	災害応援要請	115
第6節	交通応急対策	117
第7節	通信の確保	123
第8節	警報・注意報・情報等の受理伝達	126
第9節	災害情報等の収集・伝達	135
第10節	災害広報	149
第11節	消防・救急・救助活動	151
第12節	水防活動	154
第13節	県防災ヘリコプターの活用	157
第14節	孤立地域対策	158
第15節	災害救助法の適用	159
第16節	避難対策	167
第17節	食料供給活動	177
第18節	給水活動	179
第19節	生活必需品供給活動	180
第20節	要配慮者・避難行動要支援者対策	181
第21節	応急住宅対策	183
第22節	医療・救護活動	187
第23節	救助活動	189
第24節	災害援護資金貸与計画	191
第25節	遺体の捜索・取り扱い・埋葬	192
第26節	防疫・食品衛生活動	195
第27節	保健活動・精神保健	197
第28節	清掃活動	199
第29節	愛玩動物等の救援	202
第30節	災害義援金品の募集配分	203
第31節	産業応急対策	205
第32節	公共施設の応急対策	207
第33節	ライフライン施設の応急対策	208
第34節	文教災害対策	209
第35節	航空災害対策	216
第36節	鉄道災害対策	219
第37節	道路災害対策	221
第38節	危険物等災害対策	222
第39節	大規模な火事災害対策	224
第40節	大規模停電対策	226
第41節	原子力災害応急対策	227

第4章 災害復旧計画

第1節	復旧・復興体制の整備	237
第2節	公共施設災害復旧事業	239
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除	240
第4節	被災者の生活確保	242
第5節	被災中小企業の振興	244
第6節	農林漁業関係者への融資	245

地震対策計画編

第1章 総則

第1節	計画の目的・性質	246
第2節	活動体制	252
第3節	各関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	255
第4節	町地域の概要	255
第5節	被害想定	256

第2章 地震災害予防

第1節	総則	270
第2節	防災思想・防災知識の普及	271
第3節	防災訓練	274
第4節	自主防災組織の育成と強化	276
第5節	ボランティア対策	278
第6節	広域的な応援体制の確立	278
第7節	緊急輸送網の整備	279
第8節	防災通信設備等の整備	280
第9節	火災予防対策	282
第10節	孤立地域防止対策	282
第11節	避難対策	283
第12節	必需物資の確保対策	283
第13節	要配慮者・避難行動要支援者対策	285
第14節	応急住宅対策	287
第15節	医療救護体制の整備	287
第16節	防疫予防対策	288
第17節	まちの不燃化・耐震化	289
第18節	地盤の液状化対策	292
第19節	災害危険区域の防災事業の推進	293
第20節	ライフライン施設対策	296
第21節	文教対策	298
第22節	行政機関の業務継続体制の整備	298
第23節	企業防災の促進	298
第24節	大規模停電対策	298

第3章 地震応急対策

第1節	ボランティア対策	299
第2節	災害応援要請	299
第3節	交通応急対策	299
第4節	通信の確保	299
第5節	地震災害情報の受理・伝達	300
第6節	地震災害情報の収集・伝達	301
第7節	災害広報	304
第8節	消防・救急・救助活動	304
第9節	水防対策	304
第10節	県防災ヘリコプターの活用	305
第11節	孤立地域対策	305
第12節	災害救助法の適用	305
第13節	避難対策	305

第14節	建築物・宅地の危険度判定	306
第15節	食料供給活動	307
第16節	給水活動	307
第17節	生活必需品供給活動	307
第18節	要配慮者・避難行動要支援者対策	307
第19節	応急住宅対策	307
第20節	医療・救護活動	307
第21節	救助活動	307
第22節	遺体の捜索・取り扱い・埋葬	307
第23節	防疫・食品衛生活動	307
第24節	保健活動・精神保健	308
第25節	清掃活動	308
第26節	愛玩動物等の救援	308
第27節	災害義援金品の募集配分	308
第28節	公共施設の応急対策	309
第29節	ライフライン施設の応急対策	310
第30節	文教災害対策	310
第31節	大規模停電対策	310

第4章 東海地震に関する事前対策

第1節	総則	311
第2節	活動体制	314
第3節	協力体制	316
第4節	警戒宣言・東海地震に関する情報伝達	317
第5節	広報対策	319
第6節	事前避難対策	320
第7節	消防・水防	322
第8節	交通対策	323
第9節	緊急輸送対策	324
第10節	物資等の確保対策	325
第11節	保健衛生対策	326
第12節	生活関連施設対策	328
第13節	帰宅困難者、滞留旅客に対する措置	331
第14節	公共施設対策	332
第15節	大規模な地震に係る防災訓練	334
第16節	地震防災上必要な教育及び広報に関する対策	335

第5章 南海トラフ地震に関する対策

第1節	総則	337
第2節	活動体制	338
第3節	地震発生時の応急対策等	339
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	342
第5節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	343
第6節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制	347
第7節	南海トラフ地震臨時情報の伝達	349
第8節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策	351
第9節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策	355
第10節	防災訓練	356
第11節	地震防災上必要な教育及び広報に関する対策	357

第6章	地震災害復旧	
第1節	復旧・復興体制の整備	359
第2節	公共施設災害復旧事業	359
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除	359
第4節	被災者の生活確保	360
第5節	被災中小企業の振興	361
第6節	農林漁業関係者への融資	361
	様式集	362
	資料編	452